## 民法を通じて日常生活を見ると……

## 谷口 聡 准教授

## 【たにぐち さとし】

東京生まれ。高崎経済大学卒業。明治大学大学院博士後 期課程単位取得退学。明治大学非常勤講師、東京都立短 期大学非常勤講師などを経て、宮崎産業経営大学法学部 専任講師。2009 年から高崎経済大学経済学部准教授。



- ●債権法総論
- ●債権法各論
- ●現代民法総論

私の教育研究分野は法律です。中でも専門としているのは「民法」といわ れる法律です。そして、研究テーマとしているのは、民法の中における「不法 行為」といった領域に属する問題や判断能力が不十分な人が社会に参画して いくための「成年後見制度」といった制度です。本学の経済学部で開講され ている私が担当している民法科目には「現代民法総論」「債権法総論」「債権法 各論」があります。法律と言うと条文を暗記する学問ではないかと思い違い をなさる方もおられるかもしれませんが、そうではありません。法学の中心 的課題は、社会で起こる様々な事象、とりわけ、紛争に対して、制定されて いる法律条文をいかに工夫して適用して問題の解決を図っていくかというとこ ろにあります。民法は数多くの法律の中において、特に我々の日常生活と関わ りの深い法律です。民法は、契約や損害賠償、親族や相続、時効に関する 規定が置かれています。法律と言うと堅苦しいイメージを持つ人もいますが、 民法を知っていると日常生活で起こる出来事の一つ一つが興味深いものにな ります。コンビニでおにぎりを買えば「売買契約」、友達にお金を貸せば「消 費貸借契約」、講義時間中となりの席の友達にペンを貸せば「使用貸借契約」、 交通事故に遭えば「損害賠償」が問題となり、親族に不幸ができれば「相続」 が問題となります。講義では、できるだけこのような日常生活の具体的事象 を話題に取り上げながら、法律の理論を説明しています。ゼミにおいては、 法理論的な視点からの問題解析のアプローチをする方法を学びつつ、将来、 皆が社会へ出たときに、安全・安心な日常生活を送ることができるような知 識が身につけられるよう学習をしています。このように民法を学習することは 毎日の生活を豊かなものにすると同時に、紛争・問題解決能力を身につける ことに繋がります。また、資格試験や公務員試験等では、民法が重要なウエ イトを占めるものが少なくありません。このため、ゼミでは勿論のこと、講義 でもその点に配慮して説明をしています。経済学部の皆さんが、経済学や経 営学を修められるのは当然ですが、「取引社会」「契約社会」の基盤をなしてい る民法を学んでみることも、皆さんの将来にきっと役立つと思いますよ。



谷口先生の講義は、経済学部ながら民法 について学ぶ少し変わった講義です。経済以 外の事も学んでみたいという人にはとてもお すすめしたい内容です。

また、谷口先生は見た目では真面目で固い先生に見えますが、意外と気さくでおもしるい、ユーモアのある人だと思います。民法に少しでも興味のある人はぜひ先生の講義を受けてみてください。 谷口ゼミ 星野 雅人